

低公害車買換え支援事業利子補給等

～申請手続きの流れ～



① 都の融資あっせん制度を利用して車両を購入

◇申請は、都の融資あっせん制度を利用して車両を購入し、都の利子補給金等の交付決定を受けてからとなります。



② 申請書・添付資料の作成

◇申請書を作成し、必要資料を準備してください。



③ 申請書等の提出

◇申請方法…環境政策課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください。

(申請書等の提出は、代理人でも可能です。)

※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。



④ 申請受付・内容審査

◇申請受付後、受付順に内容の審査を行います。不明な点は、区役所から電話等でご連絡する場合があります。

◇審査の結果、一部又は全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください(要件を満たしていない場合等)。また、不足書類等があった場合は、追加で依頼する場合がありますのでご了承ください。

★償還方法又は保証条件に変更があった場合★

別途、変更申請書の提出が必要となりますので、速やかに環境政策課へご連絡ください。



⑤ 利子補給金等の決定通知書送付

◇利子補給金等交付決定通知書を、申請者ご本人宛に送付します。

＜注意＞

都の利子補給金等が年度末に確定するため、区の利子補給金等の決定も年度末になります。ご了承ください。



⑥ 利子補給金等の交付

◇申請時にご提出いただいた、「口座振替依頼書」に記載の口座へ、振り込み手続きを行います。



⑦ 補助金の振込確認

◇振込完了のご連絡は行っておりませんので、ご自身で通帳記帳のうえご確認ください。

(通帳には「カンキョウセイサ アダチカイケイカンリシヤ」と印字されます。)

◇振り込みには、決定通知書の送付後、2～3週間程度かかります。